

HOKUETSU CORPORATION

第187期 報告書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

目次

■ 株主の皆様へ	1
■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	21
■ 個別計算書類	23
■ 監査報告書	25
■ 株主メモ	



HOKUETSU

北越コーポレーション株式会社

証券コード：3865



株主の皆様へ

「中期経営計画 2026」の最終年度を迎え、各種経営施策と株主還元を力強く推進してまいります。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期における我が国経済は、緩やかな回復基調にあったものの、世界的なインフレや金融引き締め、地政学的リスクの高まり等の影響により不透明な状況が続きました。国内紙パルプ産業においては、印刷・情報用紙を中心とした内需縮小が続いていることに加え、円安や原燃料価格の高止まり、物流コストの上昇等により、厳しい事業環境が継続しております。

このような事業環境の中で、当社グループの2025年3月期の連結業績は、原燃料価格や物流コスト上昇等の影響があったものの、国内販売における価格改定や、海外子会社におけるパルプの販売価格の上昇等により過去最高となる売上高を記録し、また営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のすべてが増益となりました。なお、自己資本当期純利益率（ROE）についても大幅な改善に努め、2025年3月期において国内主要紙パルプメーカーの中でトップクラスとなっております。

「中期経営計画 2026」においては、基本方針として、事業ポートフォリオシフト、競争力強化、サステナビリティ（ESG）活動推進の3つを掲げ、具体的には成長投資による事業ポートフォリオシフトの加速、フレキシブルな最適生産体制の構築、事業資産の有効活用による収益改善、負債の活用、株主還元の強化、サステナビリティ活動の推進、投資家との積極的な対話の推進などの行動目標の下に、更なる収益性と資本効率の向上によるROE水準の向上を目指して活動を行っております。

昨年5月には大王製紙株式会社との戦略的業務提携の取組みをスタートし、鉄道コンテナによる製品ラウンド輸送やチップ船の相互活用を開始するなど着実な成果が出始めております。2024年度の当社の提携効果は13億円であり、当初公表した2026年度の目標である30億円を上回る提携効果を発現すべく引き続き精力的に活動を進めてまいります。

また、この4月よりサステナビリティ推進本部を新設し、特に気候変動問題などの社会的課題解決に向けた取組みを更に強力に推進するための体制を整えました。併せて営業本部の組織を見直し、国内事業の再構築なども含めた競争力強化に向けた取組みを進め、中期経営計画の目標を達成すべく活動してまいります。

当社は、長期安定的な企業価値向上に向けた成長投資を継続するために、財務健全性、資本効率性、株主還元のバランスを鑑みた資本政策を実施し、安定かつ継続的な配当を行うことを資本政策に関する基本的な方針としております。この方針に基づき、株主の皆様への配当につきましては、長期経営ビジョンに基づく各種経営施策において一定の成果が得られていること等を総合的に勘案し、当社普通株式1株につき2円増配し、当期の期末配当金として1株につき11円を本定時株主総会に上程させていただいております。本議案が承認可決されると、中間配当金11円とあわせて年間配当金は1株につき22円となります。

来期の配当予想につきましても、これらの方針に基づき、1株につき中間配当金13円、期末配当金13円とし、1株につき年間26円へと更にもう一段の増配を予定しております。

今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

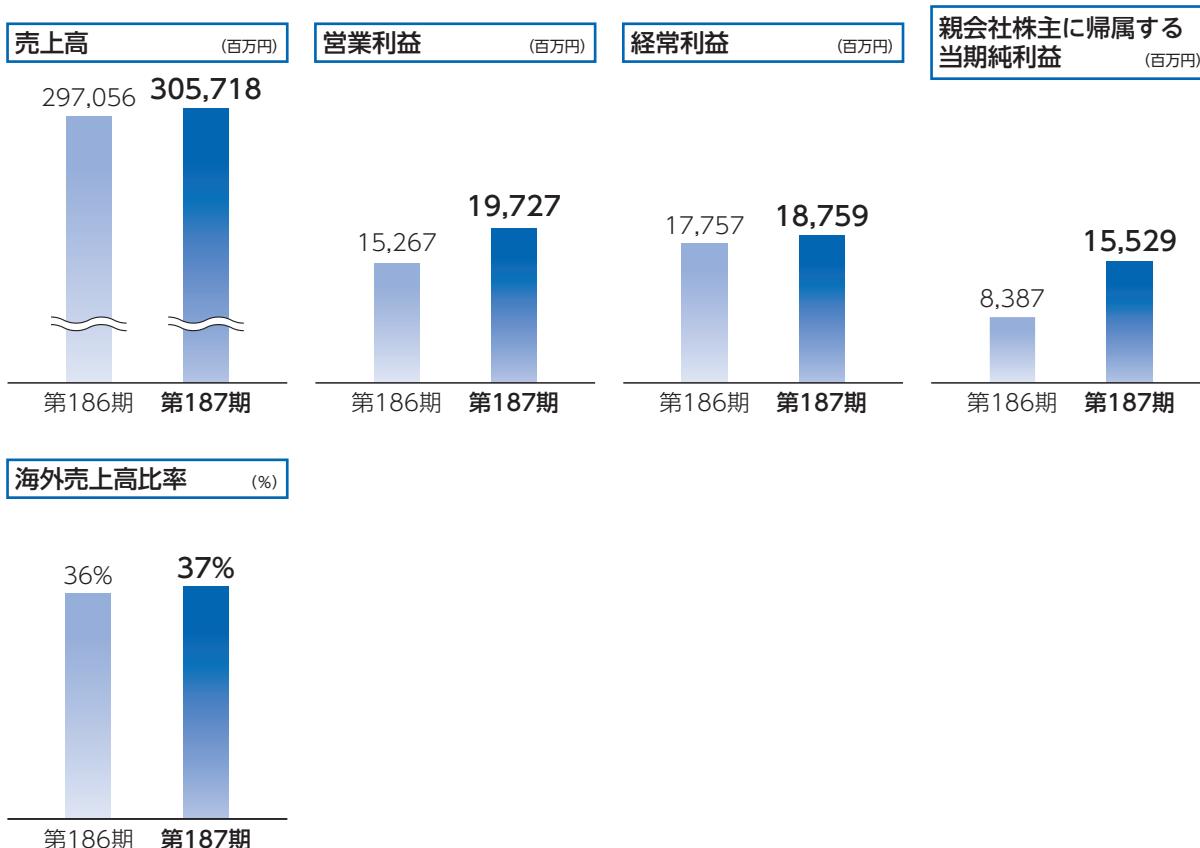
代表取締役社長CEO

岸本 哲夫

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績は、国内紙需要の減退が継続し、原燃料をはじめとするコストアップはあったものの、輸出版売における数量及び価格上昇、海外子会社におけるパルプの販売価格の上昇等により、増収増益となりました。当社グループの当期における業績は以下のとおりです。



(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第187期の期首から適用しており、第186期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第187期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

主なセグメント別の業績は、次のとおりです。

①紙パルプ事業

	前期 (第186期)	当期 (第187期)	差異
売上高	272,972百万円	280,243百万円	7,271百万円
営業利益	13,681百万円	18,251百万円	4,569百万円

紙パルプ事業につきましては、輸出版売における数量及び価格上昇、海外子会社におけるパルプの販売価格の上昇等により、増収増益となりました。

品種別には、洋紙につきましては、価格改定の実施により、全般的に販売価格が上昇しました。国内販売は、需要の低迷等により、販売数量が減少しましたが、輸出版売は、販売数量が増加し、増収となりました。

板紙につきましては、販売数量は増加し、増収となりました。グレード別には、特殊白板紙及びコート白ボールは、食品の持ち帰り用途向けが堅調に推移したことや、大手出版社で表紙用途向けに新規採用されたこと等拡販に注力したことにより、販売数量は増加し、高級白板紙は、店頭POP用途向けや各種はがき用途の需要が減少し、販売数量は減少しました。段ボール原紙は、需要低迷により、販売数量は減少したものの、輸出版売における価格上昇により、増収となりました。

機能材につきましては、機能紙分野においては、電子部品搬送用のチップキャリアテープ原紙の需要は回復基調が続き、特殊紙・情報用紙分野においては、コンビニエンスストア向けの食品包装材は需要が低迷したものの、OCR用紙で官庁向け大型案件の受注及び、圧着ハガキ用紙の拡販に注力したことにより、増収となりました。

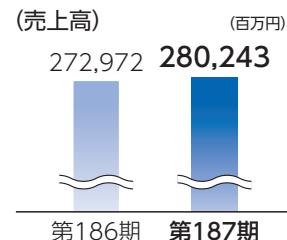
パルプにつきましては、海外子会社において販売価格の上昇等により、増収増益となりました。

②パッケージング・紙加工事業

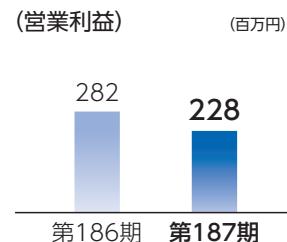
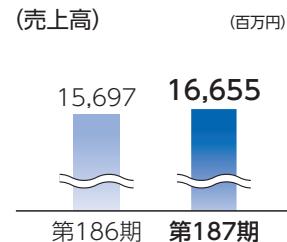
	前期 (第186期)	当期 (第187期)	差異
売上高	15,697百万円	16,655百万円	957百万円
営業利益	282百万円	228百万円	△53百万円

パッケージング・紙加工事業につきましては、紙容器・包材事業の受注拡大等により、増収となりましたが、損益面におきましては、加工原紙の高騰や外注加工費の負担増加等により、減益となりました。

(紙パルプ事業)



(パッケージング・紙加工事業)

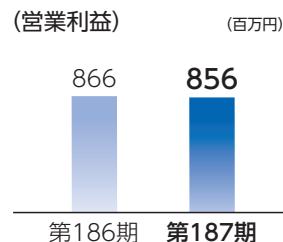
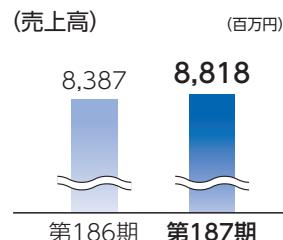


③その他

	前期 (第186期)	当期 (第187期)	差異
売上高	8,387百万円	8,818百万円	431百万円
営業利益	866百万円	856百万円	△9百万円

木材事業、建設業、運送・倉庫業、古紙卸業をはじめとするその他事業につきましては、主に木材事業において外部受注が増加により、増収となりましたが、損益面におきましては、物流費の高騰等により、減益となりました。

(その他)



(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであり、総額19,356百万円となりました。

区分	工事名	会社名、工場名等
① 完成工事 (当期に完成した主要設備)	水冷式復水器新設工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)
② 完成工事 (当期に完成した主要設備)	包材印刷機増産対応工事	北越パッケージ株 (茨城県ひたちなか市) (パッケージング・紙加工事業)
③ 継続中工事 (当期において継続中の 主要設備の新設、拡充)	原木ヤードクレーン老朽更新工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)

(3) 資金調達の状況

当期においては、長期借入金を銀行より調達した一方、期限が到達した長期借入金の返済やコマーシャル・ペーパーを償還した結果、当期末の有利子負債残高は、前期末比154億円減少の890億円となりました。

(4) 対処すべき課題

【事業環境認識】

世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の不安定化などの地政学リスクに加え、主要国の政治情勢や政策運営に対する不確実性が一層高まっており、サプライチェーンの混乱や為替の急激な変動などの先行きリスクを抱えております。

国内紙パルプ産業においては、デジタル化の進展や少子高齢化などによる需要構造の変化に加え、世界情勢の不安定化を背景にしたエネルギー・原材料価格の高止まりなど、厳しい事業環境が継続しております。

【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは、グループ企業理念を実現するため、2020年4月に今後10年間の長期経営ビジョン「Vision 2030」を策定しております。また、その実現に向けた第2ステップとして、2023年4月に「中期経営計画2026」を策定し、更なる企業価値向上に向けた事業活動を推進しております。

長期経営ビジョン「Vision 2030」

1. 基本方針

変動の大きい事業環境下において、コンプライアンスを遵守し、ガバナンスの有効な経営を進め、環境に配慮した事業活動を通じて、高品質かつコスト競争力の高い商品とサービスを開発し提供することで、全てのステークホルダーと共に持続的な成長を目指す。

2. 名称 Vision 2030

3. 期間 2020年4月1日～2030年3月31日(10年間)

4. 2030年に目標とする企業グループイメージ

■環境経営を基軸として、持続可能な社会の発展に貢献する企業グループ

■多様な労働力と最新技術を活用し、時代に適応した新たな事業領域に挑戦する企業グループ

■夢・希望・誇りが持てる働きがいのある企業グループ

【中期経営計画 2026】

1. 名称 中期経営計画 2026
2. 期間 2023年4月1日～2026年3月31日(3年間)
3. 連結経営指標(2025年度)

売上高：	3,300億円
営業利益：	200億円
経常利益：	240億円
親会社株主に帰属する当期純利益：	200億円
ROE：	8.0%
EBITDA：	390億円
4. 投資計画
総額1,100億円
(成長・改善投資300億円、維持更新投資400億円、戦略投資400億円)
5. 基本方針
 - 事業ポートフォリオシフト
 - ・当社グループの持続的成長を目指して将来の中核となる新たな事業を開拓することで、事業ポートフォリオシフトを更に加速させる。
 - ・国内外での新規事業の検討、M&A推進、顧客ニーズをとらえた新商品開発などを通して成長事業の拡大を図る。
 - 競争力強化
 - ・「コスト」「環境」「安全」にかかる競争力を更に強化し、国内印刷・情報用紙マーケットの縮小傾向の中にあっても収益性を確保する安全かつ安定的な生産体制を追求する。
 - ・とりわけ業界トップクラスの環境競争力を更に向上させることで、お客様から選ばれる製紙企業グループとしての地位を確立する。
 - サステナビリティ (ESG) 活動推進
 - ・気候変動問題への対応と環境配慮型商品の開発を推進する。
 - ・人間本位の企業としてダイバーシティと働き方改革を推進し、人権を尊重した事業活動と人的資本経営の推進によりレジリエントな組織を構築する。
 - ・リスクマネジメント体制の強化等によるコーポレートガバナンスの充実を図る。

(a) 事業ポートフォリオシフト

当社グループは北米のパルプ事業や欧州の機能材事業に進出するなど、グローバルな事業展開を目指すとともに、国内では段ボール原紙事業の開始やプラスチック代替素材の商品開発などにより、事業ポートフォリオシフトを積極的に進めてまいりました。

また、2025年4月には、需要特性に適応した敏速な推進体制を構築するため、洋紙・白板紙国内営業本部及び国際営業本部を洋紙営業本部と白板紙営業本部に再編し、品種別販売競争力を強化する組織体制を整えました。その他、セルロースナノファイバーの活用など新規商品の開発や、既存商品の用途拡大等による高付加価値商品への注力、並びにM&Aによる新規事業への進出など、将来の中核となる新たな事業を開拓することにより、事業ポートフォリオシフトを加速し、更なる持続的成長を目指します。

(b) 競争力強化

当社グループは、30年以上前から環境問題を経営課題と捉え、業界の中でも先陣を切ってそれらの課題解決のための設備投資を実行し、競争優位な位置をキープしております。更に「中期経営計画 2026」においては、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による先進的CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：CO₂の回収・貯留）事業化への取組みにも参画しております。引き続き2030年の北越グループ環境目標の達成を目指し、気候変動問題解決に向けた改善努力を積み重ね、環境競争力を更に強化してまいります。

コスト競争力について、当社は近年の原燃料のコストアップをカバーすべく昨年8月に洋紙・白板紙、9月に機能材の価格改定を公表いたしました。一方で外部環境の変化にあわせた最適生産体制による生産効率の向上、安価原料の導入等により、生産・販売部門のコスト競争力の更なる強化を目指しております。このような当社の経営努力による環境競争力、コスト競争力強化を基盤とした安定的経営が評価され、株式会社格付投資情報センターは、一昨年、当社格付の方向性を「Aマイナス」（安定的）から「Aマイナス」（ポジティブ）に上げ、昨年は更に「A」（安定的）へ格付を上げました。

また、昨年5月からスタートした大王製紙株式会社との戦略的業務提携は、生産技術、製品物流、原材料購買などの各部会、更に下部組織である各分科会の交流が活発に行われており、製造コスト、輸送コスト面等で想定を上回る効果を上げております。特に輸送コスト面では、製品のラウンド輸送やチップ専用船の相互活用など具体的なアクションもスタートしており、両社間の交流を更に深め、収益体質の改善、強化を進めてまいります。

安全競争力については、2020年度からスタートした「hSA25」計画が、第3期となる最終年度を迎えますので、目標の達成に向けて設備の安全対策を着実に実施してまいります。

(c) サステナビリティ（ESG）活動推進

当社グループでは、サステナビリティを積極的且つ能動的に推進していくため、2021年に「グループサステナビリティ基本方針」を制定しました。

マテリアリティ（重要課題）については「中期経営計画 2026」の期間にあわせ、国際規格等を参考に、社会からの要請・期待や事業における重要度を精査の上設定し、マテリアリティの解決に向けて、活動推進目標（戦略）及びグループ共通KPI（指標及び目標）を定めております。また当社は、2025年4月にサステナビリティ推進本部を設置し、サステナビリティ活動をより強化する組織体制を構築いたしました。

特に環境については、当社グループの競争力の源泉となっており、2050年までにCO₂排出実質ゼロに挑戦する「北越グループ ゼロCO₂ 2050」を策定し、環境競争力の強化を推進しております。その結果、2024年度のCDP（Carbon Discloser Project）レポートにおいてフォレスト分野で「A」、気候変動分野で「Aマイナス」、水セキュリティ分野で「Aマイナス」と、全ての分野を通じてリーダーシップレベルの評価を受けることができました。当社はこれからも社会のカーボンニュートラルの実現と、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）への取組みに貢献してまいります。

また、グローバル化による経済発展の一方で、格差や貧困の拡大、紛争の勃発等、人権尊重に関する問

題が顕在化し、それに対応するため、経済産業省は2022年9月に「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定し、企業が事業活動を行うにあたり人権尊重の取組みを推進することを求めています。当社グループでは、国連グローバルコンパクトへの署名及び北越グループ人権方針の制定を行うとともに、人権デューデリジェンスの実施など人権尊重の取組みを進めています。

当社グループは「中期経営計画 2026」の基本方針の実行を通じ、グループ企業理念で掲げる世界の人の豊かな暮らしへの貢献を目指し事業活動を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第184期 (2022年3月期)	第185期 (2023年3月期)	第186期 (2024年3月期)	第187期(当期) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	261,616	301,204	297,056	305,718
営業利益 (百万円)	20,455	17,288	15,267	19,727
経常利益 (百万円)	29,514	11,471	17,757	18,759
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	21,206	8,325	8,387	15,529
1株当たり当期純利益 (円)	126.22	49.54	49.89	92.34
総資産 (百万円)	376,956	388,444	415,692	418,882
純資産 (百万円)	216,974	225,950	252,464	265,870

(注)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第187期の期首から適用しており、第186期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第187期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
北越紙販売(株)	東京都中央区	1,300百万円	100.0%	紙、板紙、加工品の販売
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	カナダアルバータ州	288百万カナダドル	100.0	パルプの製造・販売
北越パッケージ(株)	東京都中央区	481百万円	100.0	紙加工品の製造・販売
北越物流(株)	新潟県新潟市	249百万円	100.0	運送・倉庫業
(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市	150百万円	100.0	建設業、機械製造・販売、営繕

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

事業名	事業内容
①紙パルプ事業	紙・パルプ製品の製造販売
②パッケージング・紙加工事業	紙器・液体容器等の製造販売等
③その他	木材事業、エンジニアリング事業、運送・倉庫事業等

(8) 主要な支社・営業所及び工場

① 当社

(2025年3月31日現在)

本店	新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
東京本社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号
支社・営業所	大阪支社（大阪府 吹田市） 名古屋支社（愛知県 名古屋市） 新潟営業所（新潟県 新潟市）
工場	新潟工場（新潟県 新潟市） 紀州工場（三重県 南牟婁郡 紀宝町） 関東工場（千葉県 市川市・茨城県 ひたちなか市） 長岡工場（新潟県 長岡市） 大阪工場（大阪府 吹田市）
研究所	（新潟県 長岡市）

(注) 2025年1月1日より名古屋営業所は名古屋支社に名称変更いたしました。

② 重要な子会社

前記の「(6) 重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
紙パルプ事業	2,815名	36名減
パッケージング・紙加工事業	331名	1名増
その他	565名	3名減
合計	3,711名	38名減

② 当社の従業員の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,472名	9名減	45歳4ヶ月	22年3ヶ月

(10) 主要な借入先の状況

(2025年3月31日現在)

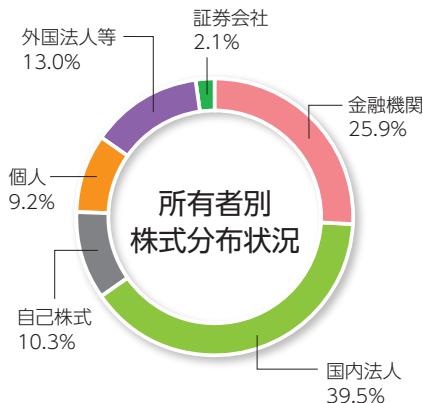
借入先	借入金残高
(株) 第四北越銀行	11,100
農林中央金庫	9,892
シンジケートローン	8,000
(株) みずほ銀行	7,495

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する重要な事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 株式数 発行可能株式総数 500,000,000株
発行済株式総数 168,771,367株
(自己株式19,281,747株を除く)
- (2) 株主数 9,484名



(3) 大株主

株主名	所有株式数 千株	持株比率 %
美須賀海運株式会社	18,806	11.14
大王海運株式会社	16,820	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,666	6.32
株式会社第四北越銀行	8,332	4.94
北越コーポレーション持株会	6,994	4.14
住友不動産株式会社	6,066	3.59
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	5,615	3.33
損害保険ジャパン株式会社	4,499	2.67
農林中央金庫	3,554	2.11
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	3,330	1.97

- (注) 1. 当社は自己株式19,281千株を所有しておりますが、大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	岸本 哲夫		
専務取締役	若本 茂	生産技術本部長 兼 安全環境品質本部副本部長 兼 プロフィットマネジメント室	MC北越エネルギーサービス(株) 代表取締役社長
専務取締役	立花 滋春	洋紙・白板紙国内営業本部長 兼 プロフィットマネジメント室	
取締役 CFO	柳澤 誠	CRO、法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長	
取締役	石塚 豊	新潟工場長	
取締役	飯田 智之	資源・原料本部長 兼 プロフィットマネジメント室	
社外取締役	岩田 満泰		
社外取締役	中瀬 一夫		
社外取締役	倉本 博光		
社外取締役	二瓶 ひろ子		外国法共同事業オメルベニー・アンド ・マイヤーズ法律事務所 カウンセラー弁護士 (株)シード 社外監査役 JUKI(株) 社外取締役
常勤監査役	上野 学		
社外監査役	井上 寅喜		井上寅喜公認会計士事務所所長 (株)アカウンティング・アドバイザー 代表取締役社長 GLP投資法人監督役員 (株)あおぞら銀行社外監査役 (株)Kyulux常任監査役 (株)エトヴォス社外監査役
社外監査役	近藤 剛		有徳総合法律事務所弁護士 Mu Sigma Japan(株)監査役 やる気スイッチグループホールディン グス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役岩田満泰氏、中瀬一夫氏、倉本博光氏及び二瓶ひろ子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役井上真喜氏及び近藤剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役上野学氏は、当社内の経理部門の業務経験を、社外監査役井上真喜氏は、公認会計士として豊富な経験と専門的知識をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役岩田満泰氏、中瀬一夫氏、倉本博光氏及び二瓶ひろ子氏並びに監査役井上真喜氏及び近藤剛氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
5. 当社は各社外役員との間で、その任務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。
6. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。
保険料は、全額当社が負担しております。
填補対象となる保険の概要は、保険期間中に当社の役員として業務を行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしています。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約より填補されません。
7. 当事業年度終了後、以下の取締役の担当の異動がありました。

(2025年4月1日付)

地位	氏名	新	旧
専務取締役	若本 茂	新潟工場長	生産技術本部長 兼 安全環境品質本部副本部長 兼 プロフィットマネジメント室
専務取締役	立花 滋春	洋紙営業本部長 兼 プロフィットマネジメント室	洋紙・白板紙国内営業本部長 兼 プロフィットマネジメント室
取締役 CFO	柳澤 誠	法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長	CRO、法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長
取締役	石塚 豊	生産技術本部長 兼 サステナビリティ推進本部副本部長 兼 プロフィットマネジメント室	新潟工場長

(2025年5月1日付)

地位	氏名	新	旧
取締役	飯田 智之	資源・原料本部長 兼 チップ・パルプ部長 兼 プロフィットマネジメント室	資源・原料本部長 兼 プロフィットマネジメント室

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	183百万円 (28百万円)	39百万円 (ー百万円)	22百万円 (ー百万円)	244百万円 (28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	27百万円 (14百万円)	(ー百万円) (ー百万円)	(ー百万円) (ー百万円)	27百万円 (14百万円)
合計	15名	210百万円	39百万円	22百万円	272百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役の人数は10名(うち社外取締役4名)、監査役の人数は3名(うち社外監査役2名)であります。
 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、2百万円であります。
 4. 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、後記の「②役員報酬等の額の決定に関する方針3.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益の推移は「1. (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

取締役の報酬等は、長期安定的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分機能し、会社及び個人業績を総合的に反映した報酬体系とします。その構成は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として年次インセンティブ報酬(業績連動賞与)及び中長期インセンティブ報酬(株式報酬型ストックオプション)です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、社外取締役2名及び代表取締役社長1名で構成する指名・報酬委員会で審議し、取締役会において決定します。その方針に従い個人別の報酬等の内容を決定するものとします。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬のみで構成します。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、企業業績や業績等への貢献度に連動する現金報酬として業績連動賞与及び非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成します。業績連動報酬等は、定量面では企業の業績と収益性を計測する指標として連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益、定性面では中長期的な企業価値の増大を図る指標としてESG(環境・社会・企業統治)への貢献度をそれぞれ総合的に反映させた仕組みとし、毎年、一定の時期に支給します。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の基本報酬：業績連動賞与：株式報酬型ストックオプションの報酬割合は7：2：1を基本とした上で、指名・報酬委員会において審議し、取締役会で決定します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の評価配分について適切に決定します。

なお、株式報酬型ストックオプションは、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決定します。

③ 非金銭報酬等の内容

2011年6月24日開催の第173回定時株主総会において、承認された非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション制度）の主な内容は、以下のとおりです。

対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
株式の種類	当社普通株式
株式の総数	年間総数170,000株以内
付与単位	500株（株式分割または、株式併合等を行うことにより、株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社が必要とする調整を行うものとします。）
総数	総数340個を各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の数を上限とします。
払込金額	新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価値を基準として当社取締役会で定める額とします。また、割当てを受けるものが、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。
行使に際して出資される財産の価額	株式1株あたりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とします。
行使することができる期間	各新株予約権の割当て日の翌日から15年以内の範囲内で、取締役会で定めるものとします。
譲渡による取得の制限	当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

④ 報酬等の定めに関する事項

区分	報酬区分		株主総会の決議年月日	当該決議の内容	当該決議に係る会社役員の数
取締役	固定報酬	基本報酬	2016年6月28日開催第178回定時株主総会	固定報酬及び業績連動報酬の総額を年額5億4千万円以内とする。	9名
	業績連動報酬	業績連動賞与			
株式報酬型ストックオプション					
社外取締役	固定報酬	基本報酬			2名
監査役	固定報酬	基本報酬	2011年6月24日開催第173回定時株主総会	年額7千2百万円以内とする。	2名
社外監査役					2名

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項について

代表取締役社長 岸本哲夫は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うのに最も適していることから、取締役会決議に基づき委任を受け、前記の「②役員報酬等の額の決定に関する方針」の「5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に記載の決定方針に従って、指名・報酬委員会の答申を尊重した上で、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の評価配分について適切に決定しており、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	二瓶 ひろ子	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 カウンセル弁護士 (株)シード 社外監査役 JUKI(株) 社外取締役
社外監査役	井上 寅喜	井上寅喜公認会計士事務所所長 (株)アカウンティング・アドバイザー代表取締役社長 GLP投資法人監督役員 (株)あおぞら銀行社外監査役 (株)Kyulux常任監査役 (株)エトヴォス社外監査役
社外監査役	近藤 剛	有徳総合法律事務所弁護士 Mu Sigma Japan(株)監査役 やる気スイッチグループホールディングス(株)社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外取締役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩田 満泰	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に経済産業省（旧通商産業省）及び企業経営経験者としての豊富な経験と高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>独立社外取締役を構成員とする、大王製紙との戦略的業務提携の実施に際し設置した再編検討会議や「当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」に関して設置した独立委員会では、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から多角的な検討が行われました。また、任意の指名・報酬委員会では、委員長として独立した客観的な立場から積極的な意見を述べていただくなど、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	中瀬 一夫	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に企業経営経験者としての高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>独立社外取締役を構成員とする、大王製紙との戦略的業務提携の実施に際し設置した再編検討会議や「当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」に関して設置した独立委員会では、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から多角的な検討が行われました。また、任意の指名・報酬委員会では、独立した客観的な立場から積極的な意見を述べていただくなど、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	倉本 博光	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に豊富な海外経験を有する企業経営経験者としての高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>独立社外取締役を構成員とする、大王製紙との戦略的業務提携の実施に際し設置した再編検討会議や「当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」に関して設置した独立委員会では、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から多角的な検討が行われ、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	二瓶 ひろ子	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に弁護士として培われた高度かつ専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の豊富な経験から、ジェンダー等の多様性の観点も含め、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>独立社外取締役を構成員とする、大王製紙との戦略的業務提携の実施に際し設置した再編検討会議や「当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針」に関して設置した独立委員会では、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保の観点から多角的な検討が行われ、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>

③ 社外監査役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
社外監査役	井上 寅喜	100% (10回/10回)	100% (9回/9回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、公認会計士としての高い知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	近藤 剛	100% (10回/10回)	100% (9回/9回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、弁護士として培われた高度かつ専門的な法律知識及び国際的な企業法務の分野における豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外監査役井上寅喜氏及び近藤剛氏の取締役会及び監査役会の出席状況については、2024年6月27日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

④ 指名・報酬委員会について

当社は取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

本委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とすることにより、独立性・客観性は十分に担保されております。本委員会は、取締役からの委託に基づき、次の事項について独立かつ客観的な立場から公正な審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

- ・本委員会の構成（3名）（※は委員長）

岩田満泰*（独立社外取締役）、中瀬一夫（独立社外取締役）、岸本哲夫（代表取締役社長 CEO）

- ・主な審議事項

代表取締役社長の評価、取締役候補者の選任、取締役の報酬制度、後継者選任プロセスの実行

- ・開催回数

2024年4月～2025年3月末 合計7回開催

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 90百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 102百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績及び報酬額の推移、当事業年度の監査計画、監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当したと合理的に判断されるときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

○以上の事業報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位で記載した金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位で記載の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	179,486	流動負債	82,005
現金及び預金	27,644	支払手形及び買掛金	24,194
受取手形、売掛金及び契約資産	67,694	電子記録債務	8,181
電子記録債権	9,381	短期借入金	27,170
商品及び製品	31,414	リース債務	357
仕掛品	3,320	未払法人税等	4,548
原材料及び貯蔵品	34,716	未払消費税等	187
その他	5,378	契約負債	320
貸倒引当金	△64	賞与引当金	3,143
固定資産	239,396	役員賞与引当金	72
有形固定資産	121,988	環境対策引当金	46
建物及び構築物	29,029	災害損失引当金	98
機械装置及び運搬具	63,696	植林引当金	265
工具、器具及び備品	1,919	設備関係支払手形	1,659
土地	17,789	その他	11,758
リース資産	38	固定負債	71,006
使用権資産	1,312	社債	25,000
建設仮勘定	5,781	長期借入金	35,198
山林	2,420	リース債務	1,246
無形固定資産	3,232	繰延税金負債	1,820
投資その他の資産	114,175	環境対策引当金	1,379
投資有価証券	30,608	植林引当金	400
関係会社株式	63,555	退職給付に係る負債	3,467
長期貸付金	202	資産除去債務	2,243
退職給付に係る資産	12,152	その他	251
繰延税金資産	1,557	負債合計	153,012
その他	6,305	純資産の部	
貸倒引当金	△205	株主資本	229,228
資産合計	418,882	資本金	42,020
		資本剰余金	44,957
		利益剰余金	151,825
		自己株式	△9,575
		その他の包括利益累計額	35,824
		その他有価証券評価差額金	9,741
		繰延ヘッジ損益	59
		為替換算調整勘定	19,637
		退職給付に係る調整累計額	6,385
		新株予約権	76
		非支配株主持分	741
		純資産合計	265,870
		負債・純資産合計	418,882

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		305,718
売上原価		236,920
売上総利益		68,798
販売費及び一般管理費		49,070
営業利益		19,727
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,810	
その他	1,422	3,232
営業外費用		
支払利息	766	
持分法による投資損失	2,703	
その他	731	4,201
経常利益		18,759
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	4,108	
補助金収入	1	
受取保険金	183	4,327
特別損失		
固定資産除売却損	1,371	
減損損失	175	
固定資産圧縮損	1	1,548
税金等調整前当期純利益		21,538
法人税、住民税及び事業税	5,617	
法人税等調整額	244	5,862
当期純利益		15,676
非支配株主に帰属する当期純利益		147
親会社株主に帰属する当期純利益		15,529

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	116,215	流動負債	69,093
現金及び預金	4,874	買掛金	17,283
受取手形	1,691	電子記録債務	6,840
売掛金	56,703	短期借入金	27,027
商品及び製品	22,090	リース債務	1
仕掛品	2,782	未払金	628
原材料及び貯蔵品	17,164	未払費用	5,282
前渡金	149	未払法人税等	3,047
前払費用	382	預り金	3,797
短期貸付金	8,284	賞与引当金	1,345
未収消費税等	366	役員賞与引当金	39
その他	1,785	環境対策引当金	7
貸倒引当金	△61	災害損失引当金	98
固定資産	162,633	資産除去債務	8
有形固定資産	75,956	設備関係支払手形	1,542
建物	16,925	設備関係未払金	1,815
構築物	2,361	その他	327
機械及び装置	41,159	固定負債	61,379
車両運搬具	19	社債	25,000
工具、器具及び備品	676	長期借入金	34,992
土地	12,051	リース債務	1
リース資産	2	環境対策引当金	82
建設仮勘定	1,131	資産除去債務	1,115
山林	1,629	その他	188
無形固定資産	2,160	負債合計	130,472
借地権	577	純資産の部	
ソフトウェア	665	株主資本	141,531
その他	917	資本金	42,020
投資その他の資産	84,517	資本剰余金	45,440
投資有価証券	21,776	資本準備金	45,435
関係会社株式	48,506	その他資本剰余金	5
出資金	3	利益剰余金	63,420
関係会社出資金	952	利益準備金	2,260
長期貸付金	4,192	その他利益剰余金	61,159
長期前払費用	101	固定資産圧縮積立金	1,440
前払年金費用	3,498	別途積立金	35,547
差入保証金	4,172	繰越利益剰余金	24,172
繰延税金資産	912	自己株式	△9,350
その他	587	評価・換算差額等	6,768
貸倒引当金	△187	その他有価証券評価差額金	6,762
資産合計	278,848	繰延ヘッジ損益	5
		新株予約権	76
		純資産合計	148,375
		負債・純資産合計	278,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		199,616
売上原価		166,470
売上総利益		33,145
販売費及び一般管理費		24,926
営業利益		8,219
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,772	
その他	1,148	5,921
営業外費用		
支払利息	686	
その他	1,105	1,792
経常利益		12,348
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	3,550	
受取保険金	183	3,754
特別損失		
固定資産除売却損	1,179	
減損損失	175	1,354
税引前当期純利益		14,748
法人税、住民税及び事業税	2,956	
法人税等調整額	194	3,151
当期純利益		11,596

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 忠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北越コーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 忠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第187期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第187期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

北越コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役 上野 学 ㊟

監査役 井上 寅喜 ㊟

監査役 近藤 剛 ㊟

(注) 監査役 井上寅喜及び監査役 近藤剛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	公告方法	電子公告
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当 9月30日）		https://www.hokuetsucorp.com/koukoku.html
定時株主総会	毎年6月		やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		

株式に関するお問い合わせ先

証券会社等の口座に記録された株式（一般口座）	特別口座に記録された株式
お取引の証券会社等	みずほ信託銀行 証券代行部にお問い合わせください。

- 特別口座の口座管理機関
（郵便物送付先）
（電話）
- 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
〒168-8507
東京都杉並区和泉2-8-4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-288-324（フリーダイヤル）

○単元未満株式【買増制度】【買取制度】のご案内

当社は、単元未満株式について【買増制度】（1単元（100株）未満の株式を所有されている株主様が、1単元にするために不足分を買い増すことができる）と、【買取制度】（1単元未満の株式を所有されている株主様の株式を当社が買取、処分することができる）を導入しております。お手続きにつきましては、上記お問い合わせ先にご連絡ください。

○上場株式等の配当金に係る税金についてのご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。

なお、2014年から2037年までの間の上場株式等の配当等に関する具体的な税率は、所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%、合計20.315%となります。

（上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。）

本報告書は、当社キンマリSW52.3g/m²を使用しております